

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、湘南京急バス労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 3 月 28 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する湘南京急バス株式会社の全職場（東京、神奈川）

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 3 月 27 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久